

平成25年度栃木県議会 第322回通常会議議案（1）目次

第1号議案	平成26年度栃木県一般会計予算	1
第2号議案	平成26年度栃木県公債管理特別会計予算	25
第3号議案	平成26年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計予算	31
第4号議案	平成26年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計予算	35
第5号議案	平成26年度栃木県営林事業特別会計予算	43
第6号議案	平成26年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	49
第7号議案	平成26年度栃木県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	53
第8号議案	平成26年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	59
第9号議案	平成26年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算	63
第10号議案	平成26年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	67
第11号議案	平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算	75
第12号議案	平成26年度栃木県病院事業会計予算	85
第13号議案	平成26年度栃木県電気事業会計予算	93

第14号議案	平成26年度栃木県水道事業会計予算	97
第15号議案	平成26年度栃木県工業用水道事業会計予算	101
第16号議案	平成26年度栃木県用地造成事業会計予算	105
第17号議案	平成26年度栃木県施設管理事業会計予算	109
第18号議案	災害に強いとちぎづくり条例の制定について	113
第19号議案	栃木県森林審議会条例の制定について	119
第20号議案	栃木県麻薬中毒審査会条例の制定について	121
第21号議案	栃木県建設工事紛争審査会条例の制定について	123
第22号議案	栃木県建築士審査会条例の制定について	125
第23号議案	栃木県社会教育委員条例の制定について	127
第24号議案	栃木県固定資産評価審議会条例の一部改正について	129
第25号議案	栃木県土地利用審査会条例の一部改正について	131
第26号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	133
第27号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	137
第28号議案	職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について	139

第29号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について……………	141
第30号議案	栃木県手数料条例等の一部改正について……………	143
第31号議案	栃木県交通安全対策会議条例の一部改正について……………	157
第32号議案	栃木県社会福祉審議会条例の一部改正について……………	159
第33号議案	栃木県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例の一部改正について……………	161
第34号議案	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について……………	163
第35号議案	栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について……………	179
第36号議案	栃木県流域下水道条例の一部改正について……………	181
第37号議案	学校職員定数条例の一部改正について……………	183
第38号議案	栃木県公立学校職員給与条例等の一部改正について……………	185
第39号議案	栃木県留置施設視察委員会条例の一部改正について……………	187
第40号議案	栃木県職員互助団体に関する条例の廃止について……………	189
第41号議案	栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例の廃止について……………	191
第42号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について……………	193
第43号議案	包括外部監査契約の締結について……………	195

第44号議案 栃木県道路公社が行う有料道路事業の変更に関する同意について…………… 197

第1号議案

平成26年度栃木県一般会計予算

平成26年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 773,290,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	215,000,000
	1 県民税	83,136,000
	2 事業税	41,391,000
	3 地方消費税	20,744,000
	4 不動産取得税	4,877,000
	5 県たばこ税	2,540,000
	6 ゴルフ場利用税	2,692,000
	7 自動車取得税	1,785,000
	8 軽油引取税	22,391,000
	9 自動車税	35,394,000
	10 鉦区税	8,000
	11 狩猟税	42,000

款	項	金額
2 地方消費税清算金		47,923,000
	1 地方消費税清算金	47,923,000
3 地方譲与税		37,400,000
	1 地方法人特別譲与税	34,000,000
	2 地方揮発油譲与税	3,200,000
	3 石油ガス譲与税	200,000
4 地方特例交付金		800,000
	1 地方特例交付金	800,000
5 地方交付税		125,300,000
	1 地方交付税	125,300,000
6 交通安全対策特別交付金		700,000
	1 交通安全対策特別交付金	700,000
7 分担金及び負担金		3,508,859
	1 負担金	3,508,859
8 使用料及び手数料		7,822,729

	1 使 用 料	4,295,863
	2 手 数 料	3,526,866
9 国 庫 支 出 金		84,999,740
	1 国 庫 負 担 金	40,576,004
	2 国 庫 補 助 金	42,577,637
	3 委 託 金	1,846,099
10 財 産 収 入		2,041,589
	1 財 産 運 用 収 入	797,866
	2 財 産 売 払 収 入	1,243,723
11 寄 附 金		61,317
	1 寄 附 金	61,317
12 繰 入 金		34,325,688
	1 特 別 会 計 繰 入 金	379,362
	2 基 金 繰 入 金	33,946,326
13 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000

款	項	金額
14 諸 収 入		112,807,078
	1 延滞金、加算金及び過料等	596,335
	2 県 預 金 利 子	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	98,550,790
	4 受 託 事 業 収 入	508,844
	5 収 益 事 業 収 入	11,647,680
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	13,000
	7 雑 入	1,490,399
15 県 債		99,600,000
	1 県 債	99,600,000
歳 入	合 計	773,290,000

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 議 会 費		1,486,405
	1 議 会 費	1,486,405
2 総 務 費		31,070,425
	1 総 務 管 理 費	13,523,090
	2 企 画 費	3,939,359
	3 徴 税 費	8,722,718
	4 市 町 村 振 興 費	2,623,713
	5 選 挙 費	239,604
	6 防 災 費	1,064,899
	7 統 計 調 査 費	645,277
	8 人 事 委 員 会 費	130,996
	9 監 査 委 員 費	180,769
3 民 生 費		92,468,802

款	項	金額
	1 社 会 福 祉 費	55,948,549
	2 児 童 福 祉 費	29,943,976
	3 生 活 保 護 費	3,619,812
	4 災 害 救 助 費	446,982
	5 県 民 生 活 費	2,509,483
4 衛 生 費		58,149,480
	1 公 衆 衛 生 費	25,781,139
	2 環 境 衛 生 費	1,490,148
	3 保 健 所 費	2,121,379
	4 医 薬 費	18,542,635
	5 病 院 費	4,061,280
	6 環 境 対 策 費	6,152,899
5 労 働 費		6,369,726
	1 労 政 費	370,561
	2 職 業 訓 練 費	1,697,938

	3 失 業 対 策 費	4,193,583
	4 労 働 委 員 会 費	107,644
6 農 林 水 産 業 費		34,626,878
	1 農 業 費	11,311,250
	2 畜 産 業 費	2,531,000
	3 農 地 費	9,618,241
	4 林 業 費	10,459,862
	5 水 産 業 費	672,879
	6 自 然 保 護 費	33,646
7 商 工 費		92,474,091
	1 商 工 費	91,250,057
	2 観 光 費	1,224,034
8 土 木 費		68,611,457
	1 土 木 管 理 費	5,198,515
	2 道 路 橋 り よ う 費	39,578,198
	3 河 川 費	11,789,043

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	8,945,391
	5 住 宅 費	3,100,310
9 警 察 費		43,181,353
	1 警 察 管 理 費	42,062,302
	2 警 察 活 動 費	1,119,051
10 教 育 費		188,871,126
	1 教 育 総 務 費	24,621,465
	2 小 学 校 費	68,951,984
	3 中 学 校 費	39,089,828
	4 高 等 学 校 費	36,973,421
	5 特 別 支 援 学 校 費	16,018,738
	6 社 会 教 育 費	1,751,438
	7 保 健 体 育 費	1,464,252
11 災 害 復 旧 費		2,785,835
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	329,697

	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,351,387
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	100,791
	4 社 会 福 祉 施 設 等 災 害 復 旧 費	3,960
12 公 債 費		103,117,422
	1 公 債 費	103,117,422
13 諸 支 出 金		49,277,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	19,818,000
	2 利 子 割 交 付 金	511,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	24,120,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,896,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,188,000
	7 利 子 割 精 算 金	4,000
	8 配 当 割 交 付 金	892,000
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	848,000
14 予 備 費		800,000
	1 予 備 費	800,000

款	項	金額
歲	出 合 計	773,290,000

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	北別館（仮称）建設費	1,188,908	平成26年度	237,782
				平成27年度	951,126
		上都賀庁舎設計費	76,542	平成26年度	38,271
				平成27年度	38,271
		芳賀庁舎設計費	89,967	平成26年度	44,984
				平成27年度	44,983
4 衛生費	6 環境対策費	日光自然博物館省エネ設備整備費	83,386	平成26年度	33,386
				平成27年度	50,000
		子ども総合科学館省エネ設備整備費	204,867	平成26年度	100,000
				平成27年度	104,867
		北別館（仮称）再生可能エネルギー等施設整備費	34,000	平成26年度	3,400
				平成27年度	30,600
6 農林水産業費	2 畜産業費	畜産酪農研究センター再編整備事業	2,154,680	平成26年度	205,422

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				平成27年度	1,437,860
				平成28年度	511,398
7 商 工 費	2 観 光 費	旧英国大使館別荘整備事業費	185,117	平成26年度	92,559
				平成27年度	92,558
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	総合スポーツゾーン新スタジアム 基本・実施設計費	238,821	平成26年度	95,529
				平成27年度	119,410
				平成28年度	23,882
		総合スポーツゾーン新体育館・ 屋内水泳場PFI等導入可能性 調 査 費	10,800	平成26年度	7,560
				平成27年度	3,240
		総合スポーツゾーン新武道館 基本・実施設計費	92,395	平成26年度	34,648
				平成27年度	43,333
				平成28年度	14,414
		総合スポーツゾーン公園 基本設計費	62,424	平成26年度	43,697
				平成27年度	18,727
		総合スポーツゾーン園路 予備設計費	15,207	平成26年度	10,645

				平成27年度	4,562
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	小 山 警 察 署 庁 舎 建 設 費	2,033,470	平成26年度	208,024
				平成27年度	1,825,446

--	--	--	--	--	--

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動車税納税通知書等封入封緘業務委託料	平成27年度	11,334
共済制度改正関係給与システム改修費	平成27年度	13,082
次期公有財産管理システム開発業務委託料	平成27年度	29,108
県有施設最適化システム開発業務委託料	平成27年度	10,208
太陽光発電施設運営事業	平成27年度から平成46年度まで	298,620
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
24年発生県単治山災害復旧事業	平成27年度	125,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証に対する損失補償(平成26年度融資保証分)		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証に対する損失補償(平成26年度融資保証分)		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の

事 項	期 間	限 度 額
		2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（平成26年度融資保証分）		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額（ただし、中心市街地活性化対策に係る分を除く。）
栃木県信用保証協会の中小企業経営改善資金融資保証に対する損失補償（平成26年度融資保証分）		中小企業経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営サポート借換資金融資保証に対する損失補償（平成26年度融資保証分）		経営サポート借換資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、金融円滑化借換を除く。）
栃木県勤労者生活資金利子補給	平成27年度から平成31年度まで	420
栃木県勤労者生活資金保証料補給	平成27年度から平成31年度まで	420

離職者等再就職訓練事業費	平成27年度	139,968
がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給	平成27年度から平成32年度まで	9,564
農業近代化資金利子補給	平成27年度から平成49年度まで	591,027
農業経営基盤強化資金利子補給	平成27年度から平成54年度まで	151,808
農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成27年度から平成44年度まで	62,500
奨励品種決定基本調査委託事業	平成27年度	160
大家畜特別支援資金利子補給	平成27年度から平成51年度まで	4,346
養豚特別支援資金利子補給	平成27年度から平成41年度まで	1,474
畜産経営改善緊急支援資金利子補給	平成27年度から平成51年度まで	6,510
農村地域防災減災事業（赤坂堰地区ゲート製作据付工事）	平成27年度	180,000
快適で安全な道づくり事業（補助）（赤行橋）	平成27年度	100,000
快適で安全な道づくり事業（補助）（下塩原バイパス）	平成27年度	50,000
快適で安全な道づくり事業（補助）（新箒橋）	平成27年度から平成28年度まで	500,000
河川受託事業（粟谷川）	平成27年度	30,000
安全な川づくり事業（補助）（大芦川）	平成27年度	350,000
安全な川づくり事業（補助）（矢場川）	平成27年度	60,000

事 項	期 間	限 度 額
安全な川づくり事業（補助）（粟谷川）	平成27年度	30,000
安全な川づくり事業（補助）（姥川）	平成27年度	120,000
ダム施設保全事業（補助）（塩原ダム）	平成27年度	141,300
砂防施設づくり事業（補助）（那珂川水系）	平成27年度	100,000
街路づくり事業（補助）（宇都宮市下栗町）	平成27年度	300,000
街路づくり事業（補助）（宇都宮市駒生）	平成27年度	200,000
街路づくり事業（補助）（宇都宮市雀の宮）	平成27年度	150,000
街路づくり事業（補助）（大田原市中央）	平成27年度	150,000
とちぎ学力向上推進事業費	平成27年度	34,010
共済組合警察職員住宅賃借料（小山、さくら）	平成27年度から平成40年度まで	165,622
共済組合警察官交番駐在所賃借料	平成27年度から平成50年度まで	264,298

第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県庁舎等施設整備費	12,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
防災行政ネットワーク整備費	63,000	同	上	同
博物館整備費	23,000	同	上	同
社会福祉施設整備費	971,000	同	上	同
障害者スポーツ拠点施設整備費	24,000	同	上	同
石綿健康被害救済対策費	14,000	同	上	同
とちぎ花センター整備費	36,000	同	上	同
土地改良事業費	1,121,000	同	上	同
林道事業費	143,000	同	上	同
治山事業費	749,000	同	上	同

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単林道事業費	11,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
自然公園等施設整備費	20,000	同	上	同
国庫補助道路事業費	9,092,000	同	上	同
国庫補助河川改良費	1,356,000	同	上	同
国庫補助砂防費	842,000	同	上	同
国庫補助街路事業費	1,420,000	同	上	同
公園緑地整備費	158,000	同	上	同
県営住宅建設事業費	448,000	同	上	同
県有建築物耐震化推進事業費	456,000	同	上	同
直轄道路事業負担金	3,554,000	同	上	同
直轄河川事業負担金	1,335,000	同	上	同
直轄砂防事業負担金	1,692,000	同	上	同

地方道路等整備事業費	3,320,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	781,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	84,000	同	上	同	上	同	上
地域活性化事業費	468,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併推進事業費	1,181,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備費	142,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	338,000	同	上	同	上	同	上
高等学校施設整備費	692,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校施設整備費	987,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	5,000,000	同	上	同	上	同	上
24年県単災害復旧治山事業費	20,000	同	上	同	上	同	上
25年災害復旧林道事業費	6,000	同	上	同	上	同	上
25年災害復旧土木事業費	3,000	同	上	同	上	同	上
26年災害復旧林道事業費	22,000	同	上	同	上	同	上
26年県単災害復旧林道事業費	15,000	同	上	同	上	同	上
26年災害復旧治山事業費	8,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
26年県単災害復旧治山事業費	22,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
26年災害復旧土木事業費	666,000	同上	同上	同上
26年県費単独災害復旧土木事業費	200,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同上	同上	同上
平成26年度臨時財政対策債	62,000,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業費	5,000	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第2項及び第14条第2項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第2項の規定により償還する。
計	99,600,000			

第2号議案

平成26年度栃木県公債管理特別会計予算

平成26年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,206,040千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,800,040
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,300,040
	2 基 金 繰 入 金	1,500,000
2 県 債		45,406,000
	1 県 債	45,406,000
歳 入	合 計	50,206,040

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 公 債 費		50,206,040
	1 公 債 費	50,206,040
歳 出 合 計		50,206,040

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	45,406,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第3号議案

平成26年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計予算

平成26年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,996,990千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 納 税 証 紙 収 入		2,986,990
	1 納 税 証 紙 収 入	2,986,990
2 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
歳 入 合 計		2,996,990

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,996,990
	1 繰 出 金	2,996,990
歳 出 合 計		2,996,990

第4号議案

平成26年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計予算

平成26年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 304,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県 債		304,000
	1 県 債	304,000
歳入合計		304,000

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 最 終 処 分 場 事 業 費		198,455
	1 最 終 処 分 場 建 設 事 業 費	198,455
2 公 債 費		105,545
	1 公 債 費	105,545
歳 出 合 計		304,000

第2表 継 続 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 最終処分場事業費	1 最終処分場建設事業費	最終処分場設計費	180,000	平成26年度	130,000
				平成27年度	50,000

第3表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
最 終 処 分 場 事 業 費	304,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第5号議案

平成26年度栃木県営林事業特別会計予算

平成26年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 456,980千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,574
	1 使用料	11,574
2 国庫支出金		16,339
	1 国庫補助金	16,339
3 財産収入		202,770
	1 財産売払収入	202,770
4 繰入金		184,264
	1 一般会計繰入金	184,264
5 繰越金		40,232
	1 繰越金	40,232
6 諸収入		1,801
	1 預金利子	1

款	項	金額
	2 雜 入	1,800
歳 入	合 計	456,980

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		207,399
	1 県 営 林 事 業 費	207,399
2 公 債 費		249,281
	1 公 債 費	249,281
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		456,980

第6号議案

平成26年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成26年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 95,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月20日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		93,000
	1 繰 入 金	150
	2 繰 越 金	11,445
	3 貸 付 金 収 入	81,405
2 業 務 勘 定		2,100
	1 繰 入 金	1,947
	2 繰 越 金	1
	3 預 金 利 子	150
	4 雑 入	2
歳 入 合 計		95,100

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 貸 付 勘 定			93,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付金		93,000
2 業 務 勘 定			2,100
	1 管 理 指 導 事 務 費		1,900
	2 予 備 費		200
歳 出 合 計			95,100

第7号議案

平成26年度栃木県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成26年度栃木県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 456,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 繰 入 金			140
	1 一 般 会 計 繰 入 金		140
2 繰 越 金			204,362
	1 繰 越 金		204,362
3 諸 収 入			251,548
	1 貸 付 金 収 入		246,128
	2 預 金 利 子		10
	3 雑 入		5,410
歳 入	合 計		456,050

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		456,050
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	456,050
歳 出 合 計		456,050

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金	平成27年度から平成31年度まで	318,096
寡婦福祉資金	平成27年度から平成31年度まで	26,658
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校 又は専修学校就学期間中	
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年 以内	
生活資金	知識技能を習得している期間 中、医療等を受けている期間 中、母子家庭となり生活が安定 するまでの間又は失業している 期間中離職の日から1年を超え ない範囲内の期間	

第8号議案

平成26年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

平成26年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 303,810千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 共 済 掛 金 収 入		33,135
	1 共 済 掛 金 収 入	33,135
2 国 庫 支 出 金		52,744
	1 国 庫 補 助 金	52,744
3 繰 入 金		59,525
	1 一 般 会 計 繰 入 金	59,525
4 繰 越 金		5
	1 繰 越 金	5
5 諸 収 入		158,401
	1 年 金 給 付 金 収 入	158,400
	2 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		303,810

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 心身障害者扶養共済事業費		303,810
	1 心身障害者扶養共済事業費	303,810
歳 出 合 計		303,810

第9号議案

平成26年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算

平成26年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 985,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9
	1 負 担 金	9
2 繰 越 金		414,544
	1 繰 越 金	414,544
3 諸 収 入		571,167
	1 貸 付 金 元 利 収 入	570,965
	2 預 金 利 子	200
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		985,720

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小規模企業者等資金貸付事業費		559,167
	1 小規模企業者等資金貸付事業費	559,167
2 公 債 費		426,553
	1 公 債 費	426,553
歳 出 合 計		985,720

第10号議案

平成26年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成26年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 307,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 農業改良資金貸付勘定		33,824
	1 繰越金	17,276
	2 貸付金収入	16,548
2 農業改良資金業務勘定		2,556
	1 繰入金	2,245
	2 繰越金	150
	3 預金利子	10
	4 雑入	151
3 就農支援資金貸付勘定		267,322
	1 繰入金	5,050
	2 繰越金	131,053
	3 貸付金収入	121,219

款	項	金額
	4 県 債	10,000
4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		4,058
	1 繰 入 金	3,956
	2 繰 越 金	50
	3 預 金 利 子	50
	4 雑 入	2
歳 入	合 計	307,760

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		33,824
	1 国庫補助金納付金	22,500
	2 繰 出 金	11,324
2 農業改良資金業務勘定		2,556
	1 管理指導事務費	1,656
	2 予 備 費	900
3 就農支援資金貸付勘定		267,322
	1 就農支援資金貸付金	160,000
	2 公 債 費	71,548
	3 繰 出 金	35,774
4 就農支援資金業務勘定		4,058
	1 管理指導事務費	3,358
	2 予 備 費	700

款	項	金額
歲	出 合 計	307,760

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
就 農 支 援 資 金 貸 付 事 業 費	10,000	普 通 貸 借	無 利 子	償還年限21年以内（うち据置期間10年以内）とし、毎年2期に分かち元金均等の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により繰上償還することができる。

第11号議案

平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算

平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,364,570千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		4,351,192
	1 負 担 金	4,351,192
2 使 用 料 及 び 手 数 料		306
	1 使 用 料	306
3 国 庫 支 出 金		788,000
	1 国 庫 補 助 金	788,000
4 繰 入 金		1,363,334
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,363,334
5 繰 越 金		756,382
	1 繰 越 金	756,382
6 諸 収 入		577,537
	1 預 金 利 子	1

款	項	金額
	2 受 託 事 業 収 入	496,527
	3 雑 入	81,009
7 県 債		1,033,700
	1 県 債	1,033,700
8 財 産 収 入		3,494,119
	1 財 産 売 払 収 入	3,494,119
歳 入	合 計	12,364,570

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		7,579,047
	1 流域下水道管理事業費	4,635,888
	2 流域下水道建設事業費	2,943,159
2 公 債 費		4,785,523
	1 公 債 費	4,785,523
歳 出	合 計	12,364,570

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成26年度鬼怒川上流流域下水道建設費（上流処理区）	平成27年度	365,000
平成26年度巴波川流域下水道建設費	平成27年度	345,000
平成26年度北那須流域下水道建設費	平成27年度	183,000

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	1,033,700	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第12号議案

平成26年度栃木県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度栃木県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	岡 本 台 病 院	が ん セ ン タ ー	と ち ぎ り ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー
1 病 床 数	267床	324床	80床
2 年 間 患 者 数			
(1) 入 院	76,582人	84,625人	26,426人
(2) 外 来	34,350人	107,360人	26,840人
3 一 日 平 均 患 者 数			
(1) 入 院	210人	232人	72人
(2) 外 来	141人	440人	110人

区 分	岡 本 台 病 院	が ん セ ン タ ー	と ち ぎ り ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー
4 主要な建設改良事業			
(1) 病院建設費		101,549千円	59,573千円
(2) 器械備品費	25,076千円	1,838,018千円	56,178千円
(3) 建設仮勘定	19,332千円	6,088千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 岡 本 台 病 院 事 業 収 益	2,785,000千円
第1項 医 業 収 益	2,227,067千円
第2項 医 業 外 収 益	557,931千円
第3項 特 別 利 益	2千円
第2款 が ん セ ン タ ー 事 業 収 益	9,675,000千円
第1項 医 業 収 益	7,422,883千円
第2項 医 業 外 収 益	2,252,115千円

第3項 特別利益	2千円
第3款 とちぎりハビリテーションセンター事業収益	2,246,000千円
第1項 医業収益	1,104,782千円
第2項 医業外収益	1,141,216千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 岡本台病院事業費用	2,965,000千円
第1項 医業費用	2,836,273千円
第2項 医業外費用	21,442千円
第3項 特別損失	106,285千円
第4項 予備費	1,000千円
第2款 がんセンター事業費用	10,187,000千円
第1項 医業費用	9,713,864千円
第2項 医業外費用	225,198千円
第3項 特別損失	242,938千円
第4項 予備費	5,000千円

第3款 とちぎりハビリテーションセンター事業費用	2,246,000千円
第1項 医 業 費 用	2,037,849千円
第2項 医 業 外 費 用	140,375千円
第3項 特 別 損 失	67,556千円
第4項 予 備 費	220千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額80,000千円（岡本台病院）、421,000千円（がんセンター）及び139,000千円（とちぎりハビリテーションセンター）は、過年度分損益勘定留保資金640,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 岡 本 台 病 院 資 本 的 収 入	172,000千円
第1項 企 業 債	48,664千円
第2項 負 担 金	123,336千円
第2款 が ん セ ン タ ー 資 本 的 収 入	2,679,000千円
第1項 企 業 債	2,054,328千円
第2項 補 助 金	7,992千円

第3項 負 担 金	616,680千円
第3款 とちぎりハビリテーションセンター資本的収入	446,000千円
第1項 企 業 債	184,328千円
第2項 負 担 金	261,672千円
支 出	
第1款 岡 本 台 病 院 資 本 的 支 出	252,000千円
第1項 建 設 改 良 費	45,290千円
第2項 企 業 債 償 還 金	206,710千円
第2款 が ん セ ン タ ー 資 本 的 支 出	3,100,000千円
第1項 建 設 改 良 費	1,946,757千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,153,243千円
第3款 とちぎりハビリテーションセンター資本的支出	585,000千円
第1項 建 設 改 良 費	117,091千円
第2項 企 業 債 償 還 金	467,909千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
岡本台病院施設整備事業	19,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
岡本台病院器械備品整備事業	25,000千円	同	上	同
岡本台病院器械備品整備事業借換債	4,664千円	同	上	同
がんセンター施設整備事業	99,000千円	同	上	同
がんセンター器械備品整備事業	1,837,000千円	同	上	同
がんセンター器械備品整備事業借換債	118,328千円	同	上	同
とちぎリハビリテーションセンター施設整備事業	36,000千円	同	上	同
とちぎリハビリテーションセンター器械備品整備事業	56,000千円	同	上	同
とちぎリハビリテーションセンター器械備品整備事業借換債	92,328千円	同	上	同

計	2,287,320千円			
---	-------------	--	--	--

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 医 業 費 用

2 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費 7,214,841千円

2 交 際 費 400千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,109,436千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	総合情報システム	一 式

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第13号議案

平成26年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売電力量 255,075,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		2,207,000千円
第1項 営業収益		2,063,008千円
第2項 財務収益		21,001千円
第3項 事業外収益		22,990千円
第4項 特別利益		100,001千円

支 出

第1款 電気事業費用	2,107,000千円
第1項 営業費用	1,913,359千円
第2項 財務費用	93,825千円
第3項 事業外費用	74,501千円
第4項 特別損失	23,315千円
第5項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 842,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,320千円、建設改良積立金 370,184千円、地域振興積立金34,950千円及び過年度分損益勘定留保資金 409,546千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	34,000千円
第1項 長期貸付金償還金	33,600千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 雑収入	399千円

支 出

第1款 資本的支出	876,000千円
第1項 建設改良費	370,184千円
第2項 企業債償還金	468,841千円
第3項 投 資	25千円
第4項 繰 出 金	34,950千円
第5項 予 備 費	2,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営 業 費 用

2 事 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、

議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

430,463千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成26年2月20日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第14号議案

平成26年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		22,201,533㎡
2 主要な建設改良事業		
北那須水道用水供給建設事業	事業費	171,042千円
鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	373,915千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	2,102,000千円
第1項 営業収益	1,985,879千円

第2項 営業外収益	116,119千円
-----------	-----------

第3項 特別利益	2千円
----------	-----

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	1,904,000千円
-----------------------	--------------------

第1項 営業費用	1,750,934千円
----------	-------------

第2項 営業外費用	136,211千円
-----------	-----------

第3項 特別損失	14,855千円
----------	----------

第4項 予備費	2,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 864,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,340千円、減債積立金 266,561千円及び過年度分損益勘定留保資金 553,099千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000千円
------------------	----------------

第1項 国庫補助金	1千円
-----------	-----

第2項 受託工事受入金	1千円
-------------	-----

第3項 雑収入	998千円
---------	-------

支 出

第1款 資本的支出	865,000千円
第1項 建設改良費	590,427千円
第2項 企業債償還金	266,561千円
第3項 投 資	12千円
第4項 予 備 費	8,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1資本的支出	1建設改良費	3系薬品沈澱池 築造工事	千円 1,952,952	平成26年度	千円 108,000
				平成27年度	1,005,761
				平成28年度	839,191
				平成29年度	96,192
		取水場受変電設備等 更新工事	420,404	平成26年度	137,116
				平成27年度	103,668
				平成28年度	83,428
				平成29年度	96,192

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

303,324千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第15号議案

平成26年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		9,044,335㎡
2 主要な建設改良事業		
鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	494,073千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	743,000千円
第1項 営業収益	537,497千円
第2項 営業外収益	205,502千円

第3項 特別利益	1千円
----------	-----

支 出

第1款 工業用水道事業費用	639,000千円
第1項 営業費用	611,149千円
第2項 営業外費用	23,373千円
第3項 特別損失	3,478千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 556,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,633千円、減債積立金 5,000千円、建設改良積立金 250,000千円、長期借入金償還積立金50,000千円、過年度分損益勘定留保資金 136,016千円及び当年度分損益勘定留保資金78,351千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	37,000千円
第1項 負担金	36,422千円
第2項 工事負担金	1千円
第3項 雑収入	577千円

支 出

第1款 資本的支出	593,000千円
第1項 建設改良費	494,073千円
第2項 企業債償還金	44,927千円
第3項 長期借入金償還金	50,000千円
第4項 予備費	4,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	取水場受変電設備等 更新工事	千円 640,103	平成26年度	千円 186,884
				平成27年度	178,618
				平成28年度	134,621
				平成29年度	139,980

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

70,146千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第16号議案

平成26年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	78,409㎡
2	土地造成	事業費	204,120千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	用地造成事業収益	1,600,000千円
第1項	営業収益	1,568,332千円
第2項	営業外収益	8,234千円
第3項	特別利益	23,434千円

支 出

第1款 用地造成事業費用	5,707,000千円
第1項 営業費用	1,351,366千円
第2項 営業外費用	49,179千円
第3項 特別損失	4,303,455千円
第4項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,448,000千円は、過年度分損益勘定留保資金 342,147千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,105,853千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,711,000千円
第1項 企業債	1,653,000千円
第2項 基金収益	911千円
第3項 長期貸付金償還金	10,400千円
第4項 固定資産売却代金	45,789千円
第5項 分譲前受金	1千円

第6項 雑 収 入 899千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 3,159,000千円

第1項 建 設 改 良 費 281,089千円

第2項 基 金 積 立 金 911千円

第3項 企 業 債 償 還 金 2,872,000千円

第4項 予 備 費 5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 造 成 事 業 費	1,653,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

117,578千円

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第17号議案

平成26年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ゴルフ場事業	利用者数	31,000人
2 賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 経営総合管理事業収益		248,000千円
第1項 営業外収益		248,000千円
第2款 ゴルフ場事業収益		19,000千円
第1項 営業収益		18,514千円

第2項 営業外収益	486千円
第3款 賃貸ビル事業収益	177,000千円
第1項 営業収益	175,702千円
第2項 営業外収益	1,298千円
支 出	
第1款 経営総合管理事業費用	248,000千円
第1項 営業費用	247,903千円
第2項 営業外費用	97千円
第2款 ゴルフ場事業費用	18,000千円
第1項 営業費用	16,858千円
第2項 営業外費用	1,142千円
第3款 賃貸ビル事業費用	162,000千円
第1項 営業費用	149,621千円
第2項 営業外費用	12,077千円
第3項 特別損失	302千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,000千円（ゴルフ場事業）及び80,000千円（賃貸ビル事業）は、過年度分損益勘定留保資金94,000千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 ゴルフ場事業資本的支出	14,000千円
第1項 長期借入金償還金	14,000千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	80,000千円
第1項 企業債償還金	20,000千円
第2項 長期借入金償還金	60,000千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	179,045千円
2 交際費	250千円

平成26年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一